

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五五
- 道路の区域を変更する件 五五
- 道路の供用を開始する件三件 五四
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件 五五
- 福島県収用委員会 五五
- 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件二件 五六

## 告 示

### 福島県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び檜葉町新産業創造室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ここなら笑店街 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満二五六番地
- 二 法第八条第一項の規定により檜葉町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十一号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町熨斗 戸字尾細沢二二二九番 地先から 同 郡同 町熨斗 戸字新坂五四六番地先 まで	変更前 A 九・五 四五・九	A 一〇・二 六五・八	四二〇・〇
	南会津郡南会津町熨斗 戸字尾細沢二二二九番 地先から 同 郡同 町熨斗 戸字新坂五四六番地先 まで	変更後 B 八・一 三三・六	B 八・一 三三・六	二二七・四

（道路計画課）

### 福島県告示第七百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日  
福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇二号	大沼郡会津美里町松坂字上ノ平丁 五九一番一地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁 六二五番一地先まで	平成三〇年一〇月一九日

(道路計画課)

**福島県告示第七百九十三号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日  
福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町熨斗戸字新田原 一番地先から 同 郡同 町熨斗戸字新坂二 一七四番一地先まで	平成三〇年一〇月一九日

(道路計画課)

**福島県告示第七百九十四号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日  
福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道広野小高線

双葉郡双葉町大字中野字羽山前九  
三番三地先から  
同 郡同 町大字中野字洪江九五  
番一地先まで

平成三〇年一〇月一九日

(道路計画課)

公 告

**公告第二百二十七号**  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日  
福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

**公告第二百二十八号**  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日  
福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

**公告第二百二十九号**  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日

縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県知事 内堀 雅 雄

縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成三十年十月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成三十年十月十二日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成三十年十月十九日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

- 一 起業者の名称  
福島県
- 二 事業の種類  
毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事(福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から同町大字毛萱字前川原地内まで)並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積(平方メートル)	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
登記記録	現況	登記記録	実測

福島県 双葉郡 富岡町 大字仏 浜字釜 田	番 四九四	原野	原野	一〇八	一〇九・二 七	収用の部分 九六・九〇 九・六二
番 四九三	畑	畑	五四八	五四八・三 一	収用の部分 一五三・九九 二一〇・九八	

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法  
堤防基礎の設置に当たり土地を掘削するため、及び工事用道路を設置するための一時使用
- 2 使用期間  
明渡しの期限から一年四か月間
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分

石井 新太	(住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地 (書類送達先) 福島県いわき市大久町大久字板木沢九八番地の二二六 六	四分の一
石井 長次	宮城県塩竈市玉川二丁目二番三六号	四分の一
高野 重弓	埼玉県越谷市宮本町二丁目七九番地二	二分の一
石井 大輔	福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三	二分の一
石井 恵里	東京都府中市西原町三丁目一番地の三 メゾンド森 田二〇三	二分の一
井上 輝子	(住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字清水三五番地	四分の一

(書類送達先)  
福島県伊達郡国見町板橋南一五番地四

- 六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
- 1 氏名 国土交通大臣 石井 啓一
  - 2 住所 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
  - 3 権利の種類 使用借権
  - 4 事務を行う者 国有財産法第九条第三項及び同法施行令第六条第二項第一号ホの規定により国土交通省所管国有財産法定受託者である福島県知事

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成三十年十月十二日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成三十年十月十九日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

- 一 起業者の名称  
福島県
- 二 事業の種類  
毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事(福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から同町大字毛萱字前川原地内まで)並びにこれに伴う普通河川付替工事及び付帯工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
	登記	現況			
福島県 双葉郡 富岡町 大字毛 萱字浜 畑	七六番	雑種地	雑種地	四四	四五・二四
一三八番	畑	畑	五七五	四	五七六・〇
					収用の部分 五七五・二三 使用の部分
					収用の部分 三一・二五 使用の部分 〇・九三 使用の部分 一三・〇六

一三九番	畑	畑	一七一	一六五・五	収用の部分 一六五・五七 使用の部分 〇・〇一
------	---	---	-----	-------	----------------------------------

- 四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
  - 1 使用方法  
堤防基礎の設置に当たり土地を掘削するため、及び工事用道路を設置するための一時使用
  - 2 使用期間  
明渡し期限から一年四か月間
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住 所	持分
石井 新太郎	(住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二三番地 (書類送達先) 福島県いわき市大久町大久字板木沢九八番地の二二六六	四分の一
石井 長次郎	宮城県塩竈市玉川二丁目二番三六号	四分の一
高野 重弓	埼玉県越谷市宮本町二丁目七九番地二	二分の一
石井 大輔	福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三	二分の一
石井 恵里	東京都府中市西原町三丁目一番地の三 メゾンド森 田二〇三	二分の一
井上 輝子	(住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字清水三五番地 (書類送達先) 福島県伊達郡国見町板橋南一五番地四	四分の一

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

類  
なし